

令和5年度 都城市立有水中学校 部活動規約

1 目的

- (1) 部活動は学校教育活動の一環として行われるものであり、勝利至上主義にとらわれず礼儀、協調性、思いやりの心を身に付けさせるなど、人格の形成を図る。
- (2) 部活動を通して、たくましい体を育成し、豊かな心を育み、心身共に調和のとれた生徒の育成を目指す。

2 基本方針

- (1) 部活動は学校の管理下において計画・実施する教育活動であるから、部顧問会と職員会の方針・きまりを厳守する。
- (2) 常に学業、学級での活動、生徒会活動等と部活動の両立に努める。
- (3) 部活動生は学校のきまり、各部活動におけるきまりをしっかりと守る。

3 入部・退部

- (1) 入部・継続希望者は、1年生については、「部活動入部願」を4月17日(月)から受け付ける。2・3年生については、「部活動継続願」を4月7日(金)～14日(金)に提出する。
※ 1年生は、見学期間及び仮入部期間を4月11日(火)～14日(金)とし、その期は、平日の練習時間を18:00までとする。
- (2) やむを得ず退部する場合は、生徒・保護者の意思を顧問・学級担任と相談し、「退部願」を提出し、了承されたら退部を認める。

4 約束事項

- ① 顧問・副顧問が不在の場合は、原則として活動できない。
 - ② 生徒の本分は勉強(学習)である。部活動より勉強がおろそかにならないように努力する。
 - ③ 学級での活動、生徒会活動をおろそかにしない。ただし、それらの活動は、帰りの会終了後30分程度とする。
 - ④ 学校のきまりや社会のルールをしっかりと守る。守れなかった場合は、部顧問会の話し合いの後、適切な処置をとる。部活動停止や大会参加取り消しもあり得る。
 - ⑤ 土・日曜日、祝祭日の練習及び練習時間帯については部顧問裁量とするが、生徒の疲労等を考慮し適度に休日をもうける。
※ 家庭の日(第3日曜日)と「学校閉庁日」は原則として実施しない。
※ 週当たり2日以上以上の休養日を設定する。
(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ⑨ (上記は、都城市教育委員会より)
- ⑥ 練習試合、大会参加については事前に学校に届ける。
 - ⑦ 中間・期末テスト前は3日前(6教科以上の場合は5日前)より活動を中止する(土・日・祝祭日も含む) ただし、テスト後又はテスト前の休日に公式試合が組まれており、参加や練習を希望する部は、校長の許可を受け、参加、練習することができる。テスト前における練習時間は30分以内とする。

5 活動時間

月	終了時間	下校時間
4月～8月	18:30	18:45
9月～地区秋季大会終了	18:30	18:45
地区秋季大会終了～10月	18:00	18:15
11月～1月	17:30	17:45
2月	18:00	18:15
3月	18:15	18:30

※ インフルエンザ等の流行を受けたり、天候などを考慮して生徒の下校時の安全を確保したりするため、活動が短縮される場合もある。

※ 練習時間を延長する部については、校長の許可を受ける。その後、後援会の承諾を得て関係者が納得した上で実施する。また、下校時の安全指導は徹底して行うこと。遅くなる場合は顧問が後援会と連絡を取り、迎えに来てもらう等の措置をとる。なお、練習の延長時間は30分以内とする。

※ 長期休業中は、活動時間帯は原則として8:00～16:00までとする。

6 その他

- ① 放課後、部活動生に特別な指導を要する場合は、顧問と連絡を取る。
- ② 部室は部活動以外の目的には使用しない。部活動中以外の入室及び所属部活動以外の入室は許可しない。